

令和元年度補正・令和2年度「緑の雇用」事業について
～見直しのポイント～

令和2年2月7日
全国森林組合連合会
担い手・雇用対策部

令和元年度補正の「緑の雇用」事業につきましては、トライアル雇用を最大2ヶ月間助成することとします。これは就職氷河期世代を含む幅広い世代の活躍の場を広げるための対策および林業と福祉の連携を促進するための対策を含んで実施するものです。詳しくは別紙9林野庁事務連絡文書をご参照ください。

なお、トライアル雇用は、就業ガイダンス等により新たに林業就業を希望する者と新規就業者の採用を望んでいる経営体の双方にミスマッチが生じないように、林業に就業が可能か否かを見極める、いわゆる「お試し」の雇用です。事業の趣旨を踏まえ適切な実施をお願いします。

令和2年度の「緑の雇用」事業につきましては、令和元年度事業に引き続き、経営体登録の際にFW1研修生の優先配分を行うこととし、能力評価システムの導入に関して優先配分項目を追加しております。

令和元年度補正および令和2年度事業の主な見直しポイントは以下のとおりとなりますので、今後とも、安全かつ効率的な林業作業を担う現場技能者の育成に向け、皆様の御理解と御協力をお願いします。

○ 見直しのポイント

◇ 令和元年度補正事業

トライアル雇用を2か月、40日を助成期間の上限として実施することとし、開始時期は令和2年6月を予定しています。また、障がい者手帳所有者の枠を確保した上で、就職氷河期世代（30代後半～40代）を優先的に割当てることとし、トライアル雇用実施計画書提出時に必要事項の記載や書類の提出を求める場合があります。

◇ 令和2年度事業

・実施要領の別表2「新規就業者の確保・育成対策に係る優先配分の条件及び配点」に掲げる①「森林経営管理制度への対応」、②「雇用環境の改善」、③「伐採・造林に関する行動規範の策定等」④「協力雇用主への登録」に⑤「能力評価システムの導入」が新たに追加になります。

・FW研修の指導員の要件として、今後は原則、FL研修およびFM研修の修了者に限定することとしています（令和3年度予定）。令和3年度以降もFW研修を実施予定で、FL・FM研修修了者がいない経営体につきましては、FL・FM研修の早期の受講をお願いします。